

社会保障審議会障害者部会
手話言語の保障によるろう者の社会的自由の獲得を目指す
障害者総合支援法の見直しに向けた意見書

委員 石野 富志三郎
(一般財団法人全日本ろうあ連盟)

私たちは、手話言語が音声言語と対等に位置づけられ、手話言語が使いやすい社会を求めている。手話通訳事業について新たな視点で制度設計を検討し、関係省庁等との協働も視野に入れ、障害者総合支援法のサービスがさらに使いやすく充実したものとなることを切望し、ここに意見書を提出する。

1. コミュニケーションは社会の責任で成り立つ

現在、意思疎通支援事業の枠組みの中で、きこえない人への福祉サービス（「益」）として手話通訳者派遣事業が行われているが、障壁（障害）は社会が作るとする障害者権利条約の考え方からすると、手話言語通訳による益は、きこえる側も受けていることから国民全体（社会）を対象とする事業であり、「行政作用の結果」といえる。

手話通訳者設置事業・派遣事業は、聴覚障害者を対象とする意思疎通支援事業に位置づけられているが、意思疎通の障壁(障害)を解消できていない社会がその責を負う「応責負担」の考え方を制度設計の基本に据えるべきだと考えている。

2. 新たな制度設計について

手話通訳者設置・派遣事業は、手話（手話言語）と日本語（音声言語）の意思疎通に困難が生じることにより、障害者福祉施策として事業化されているが、留意すべき事項は対象者が国民全体であること、そして生活にかかわるすべての領域に関係していることにある。

そのため、手話通訳の対象と領域の広さから質の高い手話言語通訳者（意思疎通支援従事者）の確保が求められている。

現在の意思疎通支援者養成事業の一つである手話奉仕員養成事業は 1970（昭和 45）年から実施され現在に至っている。当時は「手話言語通訳者は奉仕活動である」という社会の認識が色濃く、50 年たった今、養成事業の位置づけや養成の観点のバージョンアップが必要となっている。

遠隔手話サービスや電話リレーサービスの手話言語通訳は社会的障壁の解消や合理的配慮として認識されているが、手話通訳者派遣事業も同様に社会的障壁の除去のための施策として発展させる必要がある。そのためには、手話通訳者派遣事業を人権をベースとした福祉施策にふさわしい事業に位置付け、第三者評価制度も導入し、社会基盤として整備する必要がある。

その上で、手話通訳の担い手の養成を、高い人権感覚を有する者の養成にバージョンアップさせる必要がある。

3. 手話言語で利用できる福祉事務所

社会福祉法に規定するいわゆる「福祉事務所」は上記「応責負担」の大黒柱ともいえる位置にあり、相談、支援業務をその機能としている。

福祉事務所は、障害者のニーズに基づき、障害者総合支援法の各サービスや福祉事務所を設置する市町村の様々なサービスを総合的に提供する機能を果たしている。このことは、障害者総合支援法のサービスの価値や効果を高める機能でもある。

しかし、多くの市町村では手話言語による対応が困難な現状にあり、福祉枠での対応すら、きこえない人はその恩恵が受けられていない。

きこえない人の暮らしを考えたとき、障害福祉サービスだけでなく、行政サービス全般を視野に手話言語による対応が可能な職員を福祉事務所に配置し、きこえない人の暮らしを支えることが必要である。

また、意思疎通支援事業の中に手話通訳者設置事業があるが、まだ実施率は低いままである。なぜならば、設置手話通訳者は、単に窓口にきこえない人が来たときの対応という認識が根強いからであるし、手話通訳者設置事業における設置通訳者の専門性や役割について重要な位置づけがなされていないからである。

きこえない人のニーズに基づき、きこえない人が障害者総合支援法や様々な行政サービスや支援を受けられることを観点に置き、手話通訳者設置事業の再検討も必要である。

4. 一定の質を備えた手話通訳の担い手の必要性－国家資格の検討－

これまで、公共インフラ機関が提供している、きこえない人から各公共機関への連絡手段は FAX 等が一部であったが、電話リレーサービスの開始に伴い、きこえない人からも電話による連絡手段が確保できるようになった。

このことから、電話リレーサービスは単にきこえない人の電話利用のバリアフリーという側面だけでなく、公共インフラ等への連絡手段としての機能も併せ持っており、公共インフラ機関が本来、果たすべき役割の一部を代行しているとも言える。

また、障害者総合支援法のサービス以外の福祉関係サービスの利用、司法や教育、就労等の場面においても、手話言語通訳者の質の確保は大変重要であるにもかかわらず、手話言語通訳者の資格は国家資格とされていない。

福祉制度や社会インフラ、手話言語通訳を必要とする人の権利を守る、手話言語通訳の国家資格を早急に検討する必要がある。

5. 手話言語が使いやすい社会づくり

現在、ろう者に対する施策の大きな課題は、障害者総合支援法はじめ様々な行政施策によるサービスが音声言語を前提としていることにあることから、手話言語法の制定を私たちは求めている。手話言語法の必要性について真正面から検討する必要がある。

以上